

藤沢病院 安全管理指針

1. 趣旨

本指針は、藤沢病院（以下「病院」という）における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的な対策および医療事故発生時の対応方法等について指針を示すことにより、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供を行うことを目的とする。

2. 基本理念

安全で質の高い医療を提供することは、病院職員の責務であり、職員ひとり一人が医療安全の必要性・重要性を自分自身の課題と認識し、最大限の注意を払いながら日々の業務に従事しなければならない。

病院は、医療の安全管理及び医療事故防止の徹底を図り、病院の理念に則った医療が提供できるように本指針を定める。

3. 用語の定義

1) 医療事故

医療の過程において患者に発生した望ましくない事象で、医療提供側の過失の有無は問わず、不可抗力と思われる事象も含む。

2) 職員

病院に勤務する医師並びに看護師等医療従事者、その他の職員をいう。

4. 組織および体制

病院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき以下の役職および組織を設置する。

1) 医療安全管理者

2) 医薬品安全管理者

3) 医療機器安全管理者

4) 安全対策委員会

5) 医療安全管理室

5. 安全対策委員会の設置

病院における医療安全管理対策を総合的に企画・実施するために、安全対策委員会を設置する。

6. 医療安全管理室の設置
医療安全に関する職員の意識向上や指導および患者・家族等からの苦情、相談に応じる等、病院および老人保健施設清流苑（以下「清流苑」という）の安全管理を担うため、医療法人社団清心会本部長直属の医療安全管理室を設置する。
7. 医療安全管理のための職員研修
医療安全に関する基本的な考え方および具体的な対策について、職員への周知徹底を図るため研修会を開催し、職員の医療安全に対する意識向上を図る。
8. 安全確保を目的とした報告
 - 1) インシデント、アクシデント事例が発生した場合には、速やかに「報告書」により委員会に報告する。
 - 2) 委員会は、病院全体の医療事故情報を一元化し、収集・分析することにより、再発防止のための改善を図るものとする。
 - 3) 報告は、職員としての義務であるが、明らかな医療過誤でない限り、当事者個人の責任を問わない。
9. 医療事故等発生時の対応
 - 1) 医療側の過失であるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、患者の安全と被害の拡大防止に全力を尽くす。
 - 2) 医療事故等の発生時については、「医療事故安全対策マニュアル」および「別冊離院検索マニュアル」に従い対応する。
10. 患者・家族からの相談対応
患者および家族等からの苦情や相談に応じる体制を医療安全管理室に置くこととする。
11. 本指針の策定と変更
本指針（安全管理指針、マニュアル）は、安全対策委員会が発議し、運営会議の議を経て病院長が決定する。

平成 22 年 11 月 1 日制定

平成 25 年 4 月 1 日改正